様式第１号A①(R5.4)

雇用関係助成金の取扱いに係る同意書(A　雇用給付金）

|  |  |
| --- | --- |
| **１　職業紹介事業者等の名称** |  |
| **２　主たる事務所の名称及び雇用保険適用事業所番号** | **３　職業紹介事業者等の種類（該当するものの番号に○を付ける）** |
|  | １：職業安定法第29条第1項の規定により無料の職業紹介事業を行う地方公共団体（特定地方公共団体）２：職業安定法第30条第１項の許可を受けた有料職業紹介事業者３：職業安定法第33条第１項の許可を受けた無料職業紹介事業者４：職業安定法第33条の２第１項、第33条の３第１項その他法令の規定による届出に係る無料職業紹介事業者５：船員職業安定法第34条第１項の許可を受けた無料船員職業紹介事業者６：船員職業安定法第40条第１項の規定により届出を行った無料船員職業紹介事業者 |
| **４　厚生労働大臣許可番号又は国土交通大臣許可番号** | **５　同意条件に同意する期間** |
|  | 　　年　　月　　日～　　年　　月　　日 |
| **６　取扱いを希望する雇用関係助成金の種類（希望するものの番号に○を付ける）** |
| Ａ.雇用給付金　１：特定求職者雇用開発助成金（特定就職困難者コース）４：特定求職者雇用開発助成金（発達障害者・難治性疾患患者雇用開発コース）７：特定求職者雇用開発助成金（就職氷河期世代安定雇用実現コース）８：特定求職者雇用開発助成金（生活保護受給者等雇用開発コース）９：地域雇用開発助成金（地域雇用開発コース） 10：トライアル雇用助成金（一般トライアルコース）11：トライアル雇用助成金（障害者トライアルコース・障害者短時間トライアルコース）　　　　　　　　　　　　　　　　　 　13：特定求職者雇用開発助成金（成長分野等人材確保・育成コース）　　　　　　　　　 ※２番、３番、５番、６番及び12番は取扱終了につき欠番 |
| （同意条件）ア　雇用関係助成金の支給に関し、虚偽の記載を行った書類の提出や発行など、自ら不正行為を行わないこと。イ　事業主による雇用関係助成金の不正受給の幇助や教唆など、関係者の不正行為を助長しないことウ　雇用関係助成金の支給に関し、都道府県労働局、ハローワーク（以下「労働局等」という。）の求めに応じて、必要な報告、文書の提出又は労働局等への出頭を行うこと。また、労働局等の職員が求めた場合には、その事業所内に立ち入らせ、質問に回答し、帳簿書類の検査を受けること。エ　会計検査院による検査の際に労働局等に協力すること。オ　当該職業紹介事業者等の利用者（今後利用する予定の者を含む。「以下「利用者」という。」から求めがあった場合に、その求めに応じ、雇用給付金取扱事業者証又はその写しを提示すること。カ　同意書に係る事業所を追加する場合は、所定の書類を提出すること。キ　別添の同意書に係る事業所一覧から事業所を削除する場合又は同意を撤回する場合は、所定の書類をその１か月前までに提出すること。ク　同意書の有効期限が満了した場合、職業紹介事業に関する許可が取り消された場合、事業の廃止命令があった場合若しくは事業を廃止した場合、又は同意条件を適切に履行しないなど当該条件を満たさないことが明らかとなった場合は雇用関係助成金の取扱いが無効となること。また、無効となった場合又は雇用関係助成金の取扱いを自ら終了する場合は、ただちに主たる事務所の所在地を管轄する都道府県労働局（以下「事業主管轄労働局」という。）に対して雇用給付金取扱事業者証を返還するとともに、雇用関係助成金を受給しようとしている事業主に対して雇用関係助成金の取扱いができなくなった旨を周知してトラブルが発生しないようにすること。ケ　事業主及び求職者に対して、取扱いを希望する雇用給付金制度の説明及び周知を行うこと。コ　雇用給付金の対象労働者をその紹介により就職させたときは、雇用関係助成金事務取扱手引の手続きに従い、定められた期限内に、書類の提出、証明書の発行等を行うこと。 |
| 雇用関係助成金の取扱いを行うに当たっては、上記の同意条件に同意します。　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　郵便番号　　年　　月　　日　　　　　　　　　　　　　　所在地　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　電話番号　　　　　　　　　労働局長　殿　　　職業紹介事業者等　名称　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　職業紹介の許可に係る事業主の名称、主たる事務所の所在地、電話番号、代表者氏名を記載すること。 |
| 備考 |  |

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 決裁欄 | 局長 | 部長 | 課長 | 課長補佐 | 職業指導官 | 係長 | 担当 |
|  |  |  |  |  |  |  |

【雇用関係助成金の取扱いに係る同意書裏面】

（注意）

１　この「雇用関係助成金の取扱いに係る同意書」は、職業紹介事業の対象としている労働者が求人者に雇い入れられた場合に雇用給付金の支給対象とすることを希望する場合に、事業主管轄労働局あて提出していただくものです。

　雇用給付金に係る取扱いを行う日以前に提出する必要がありますので十分注意してください。

２　提出に当たっては、表面に記載された「同意条件」について同意した上で行っていただく必要がありますので御留意ください。

３　１の「職業紹介事業者等の名称」欄には、厚生労働大臣の許可又は国土交通大臣の許可に係る正式名称を記載してください。また、雇用関係助成金を取り扱う事業所が他にある場合には、「同意書に係る事業所一覧」（様式第２号）を添付してください。

４　２の「雇用保険適用事業所番号」については、原則として主たる事務所の番号を記載してください。

５　３の「職業紹介事業者等の種類」欄には、欄中の１～６のうち該当するものを○で囲んでください。

６　４の「厚生労働大臣許可番号又は国土交通大臣許可番号」欄には、それぞれの事業主ごとの許可番号を記載してください（事業所ごとに許可番号がある場合には、主たる事業所の許可番号を記載してください。）。また、３の「職業紹介事業者等の種類」欄の３、４又は６に該当する職業紹介事業者等については、この欄は記載する必要がありません。この場合は、厚生労働大臣許可番号又は国土交通大臣許可番号に代えて同意書提出番号が付与されることとなり、「雇用関係助成金の取扱いに係る同意書受理通知書」の４の厚生労働大臣許可番号又は国土交通大臣許可番号欄にその番号が記載されて、通知されることとなります。

７　５の「同意条件に同意する期間」の欄には、同意条件に同意し、雇用関係助成金（雇用給付金）の取扱いを行うことを希望する期間を記載してください。

　　この期間の初日は、この同意書を提出する日以後の日であって、その取り扱う労働者を雇用給付金の対象労働者として紹介する日以前の日を記載してください。

　　この期間の末日は、期間の初日から厚生労働大臣の許可の期間の満了する日までのうち希望する日を記載してください。ただし、３の「職業紹介事業者等の種類」欄の３～６に該当する職業紹介事業者等については、記載しないでください。

８　６の「取り扱う雇用関係助成金の種類」欄には、取扱いを希望する雇用関係助成金の種類について、該当するものの番号をすべて○で囲んでください。

９　「同意条件」は、職業紹介事業者等が雇用関係助成金の取扱いをすることの条件ですので、その条件を適切に履行しないなど当該条件を満たさないことが明らかとなった場合は、当該職業紹介事業者等は雇用関係助成金の取り扱うことのできる前提を欠くことになり、雇用関係助成金の取扱いが無効となります。

10　職業紹介事業者等が同意条件を満たしていないことが疑われる場合、労働局は、当該職業紹介事業者等に対して、資料の提出・報告、事情聴取、立入検査などにより現状を把握し、同意条件を満たさないことが明らかとなった場合、文書によって期限を区切って是正を求めます。原則として、期限までに是正されないと認められる場合、労働局は、当該職業紹介事業者等の雇用関係助成金の取扱いについて、該当する助成金と期間を明らかにした上で無効とし（当該職業紹介事業者等の取り扱った雇用関係助成金は不支給の取扱いとなります）、当該職業紹介事業者等に対して文書によってその旨を通知します。当該職業紹介事業者等の名称等については、事業主とのトラブル防止のために、厚生労働省ホームページ等で公表します。雇用関係助成金の取扱いを無効とされた職業紹介事業者等は、当該無効期間が満了し、かつ労働局長が、無効に至った事由が改善され、再び雇用関係助成金の取扱いが適正に行われるものと認めた場合に限って、「同意書」の提出を行うことができます。

11　この同意書が提出された後、「雇用関係助成金の取扱いに係る同意書受理通知書」がその職業紹介事業者等の主たる事務所を管轄する都道府県労働局長から交付されます。また、これとあわせて雇用関係助成金に係る取扱いを行う職業紹介事業者等であることを示す雇用給付金取扱事業者証が交付されます。この雇用給付金取扱事業者証には、「雇用関係助成金の取扱いに係る同意書受理通知書」の５の「同意条件に同意する期間」が有効期間として記載されますので、この期間中、利用者から求めがあった場合に雇用給付金取扱事業者証を提示してください。

　　なお、雇用給付金について同意書を提出した事業主については緑色の取扱事業者証を交付します。